

盛岡ひまわり学園利用料（令和6年4月1日）

※重要事項説明書より抜粋

1 利用料

(1) 利用料金（児童福祉法に基づいて指定施設支援に要する費用）

利用料の額は次のとおりです。利用料は、利用された日のみ支払っていただきます。

なお、(3)の表に該当する場合、月あたりの利用者負担額が軽減されます。

① 基本単価

ア 基本報酬（30分以上1時間30分以下）	1,029単位
基本報酬（1時間30分超3時間以下）	1,053単位
基本報酬（3時間超5時間以下）	1,102単位
イ 児童指導員等加配加算	43単位
ウ 栄養士配置加算	37単位
エ 専門的支援体制加算	35単位

② 各種加算

次の加算が行われた場合は、上記ア、イ、ウのほかに下記料金が加算されます。

ア 食事提供加算Ⅰ	1日につき	30単位
イ 福祉専門職員配置等加算Ⅲ	1日につき	6単位
ウ 利用者負担額上限額管理加算	1回につき	150単位
エ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ		

1月につき＋所定単位×13.1%

*所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計

*ひと月あたりの総費用額＝単位数×提供回数×単位数単価（10円）

利用者負担額＝ひと月あたりの総費用額×0.1

オ 欠席時対応加算（月4回を限度）	1回につき	94単位
-------------------	-------	------

(2) 食事料金（施設給付以外の料金）

子どもにとって「食べる」ということは「あそぶ」ということと同じ重要性をもち人間形成の根幹をなすものです。完全給食による食事指導で、自分で意欲的に楽しく食べる力を育てます。

① 1食につき食事提供加算なしの方380円、食事提供加算Ⅰの方は、所得に応じて180円または100円となります。

② お弁当持参でもかまいませんが、その場合にはおやつ代50円をいただきます。

(3) 利用者負担と月額上限額

区 分	対 象 者	月額上限
1 生活保護	生活保護受給世帯である方	0円
2 低所得1	市町村住民税非課税世帯に属する方であって 収入の金額が80万円以下の方	0円
3 低所得2	市町村住民税非課税世帯に属する方であって 収入の金額が80万円を超える方	0円
4 一 般	市町村住民税が所得割28万円未満の方	4,600円
5 一 般	市町村住民税が所得割28万円以上の方	37,200円

(4) 利用者負担金の支払方法

上記料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の15日までにお知らせしますので、翌月末日までに施設指定の口座へ振込みまたは現金でお支払い下さい。

*振込み手数料は保護者にご負担いただきます。

*満3歳になって初めての4月1日から無償化対象となります。